

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業 実施報告の方法について

一般社団法人長野県薬剤師会
(R4.3.1~実施)
(R4.3.30一部変更)

「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」実施状況報告については、下記によりご報告くださるようお願いいたします。

なお、本事業は、実施要綱においても示されているとおり、4月10日付厚生労働省事務連絡の「5.本事務連絡における対応期間内の検証」にも用いることとされています。そのため、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース(0410対応、CoV自宅、CoV宿泊)については、県薬剤師会へ請求を行わないものを含めて報告していただくよう、併せてお願ひします。

なお、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了となることをあらかじめご承知おきください。

【報告方法】

- STEP1～STEP2で使用する「電話等服薬指導及び薬剤の配送の実施状況報告様式エクセル」は同一の様式です。(STEP1「毎日入力」→STEP2「ひと月分のデータの提出」の流れです。)
- 様式は、長野県薬剤師会ホームページ(トップページ)薬局における薬剤交付支援事業からダウンロードして下さい。

STEP1 対象調剤のリスト作成(毎日入力)

- ・長野県薬剤師会ホームページ(トップページ)薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業から「電話等服薬指導及び薬剤の配送の実施状況報告様式エクセル」をダウンロードし、日々の対象調剤を入力して下さい。
(該当する処方箋は、FAXと処方箋、請求の根拠となる資料(領収書、配達業者からの請求書等)と一緒に保存しておいて下さい。)

STEP2 ひと月分の報告データの送付→この報告を本会で取りまとめて厚生労働省に提出します。

- ・ひと月分のデータを翌月15日までに長野県薬剤師事務局保険医療課薬剤交付支援事業担当(yakuzaikoufu@naganokenkyaku.or.jp)にお送りください。

〈提出物〉

※提出物は3種類あります※メールのみ受付となります。

- ①STEP1で作成した「電話等服薬指導及び薬剤の配送の実施状況報告様式エクセル」ひと月分(ファイル名は「[貴薬局名]薬剤交付支援事業報告(○年○月分).xls」としてお送りください。)
- ②請求がある場合は、「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式Word」(ファイル名は「[貴薬局名]薬剤交付支援事業請求(○年○月分)」)
- ③請求の根拠となる資料(領収書、配達業者からの請求書等の写し)
※可能な限り、電子媒体(スキャナ、スマートフォン等で撮影した写真等)による提出。
※個人情報はマスキングを行うこと。
※③については、毎月15日に間に合わない場合、伝票の写しを提出し、事業終了時に領収証を提出する。

【補助対象】

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410事務連絡」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配達業者を利用して薬剤を配達又は薬局の従事者(薬剤師を除く)が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用。

- ・患者宅等へ配達業者を利用して薬剤を配達した場合の配送料【実費】
- ・薬局の従事者(薬剤師を除く)が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費【実費】

※薬局で実際に負担した配送料及び交通費(以下、配送料)の実費額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料・代引き手数料等の支払いに係る各種手数料、配達に係る人件費は含まれません。

※請求にあたっては、請求の根拠となる資料(領収書、配達業者からの請求書等)の写しの提出が必要となります。
根拠資料を示すことができないもの(例:徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等)は補助対象として想定されません。

※薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合は、所定の保険点数が算定できることから、補助の対象外です。

【補助対象の期間】

- ・事業の終了が令和4年度末であることから、支援対象は最大でも令和5年2月末日分まで(請求は令和5年3月15日締め切り)となります。
- ・予算の上限に達した場合はその時点で補助は終了となります。
- ・支援事業の終了については長野県薬剤師会ホームページ(トップページ)薬局における薬剤交付支援事業でお知らせいたします。

事業実施にあたっては、関連通知と事業実施にあたっての留意点を必ずご確認のうえ、実施をお願いします。